

臼杵市指定地域密着型サービス 療養通所介護自己点検シート（基準）

点検した結果を記載して下さい。

【用語の定義】

介護保険法(平成9年12月17日 号外法律第123号)

法 . . .

基準 . . . 指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号：最終改正平成28年3月31日厚生労働省令第53号）

条例 . . . 臼杵市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月25日条例第3号：最終改正平成28年3月24日条例第16号）

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	非該当	

I 人員基準

1	従業者の員数等	(1)療養通所介護従業者の員数は、利用者の数が1.5人に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上となっているか。（療養通所介護従業者とは、指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員をいう。） (2)療養通所介護従業者のうち、1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者となっているか。	基準第40条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	管理者	(1)指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。 (2)指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師であるか。 ・管理者は、管理者としてふさわしいと認められる看護師であるか。 ・保健師助産師看護師法第14条第3項の規定により看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過していない者に該当していないか。 (3)指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者であるか。 ・管理者は、訪問看護に従事した経験のある者か。 ※管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。	基準第40条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

II 設備基準

3	利用定員	利用定員を9人以下としているか。 ※利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものであり、事業所の実情に応じて9人までの範囲で定めることとする。	基準第40条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	設備及び備品等	指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	基準第40条の4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	部屋の面積	専用の部屋の面積は、6.4m ² に利用定員を乗じた面積以上としているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	設備の専用	上記に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものとなっているか。 ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	非該当	
4 設備を利用した夜間サービスの提供	利用者に対するサービス提供に支障がない場合で、指定療養通所介護事業の設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合、サービス提供開始前に市長あてに届け出ているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

III 運営基準

5 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び緊急時対応医療機関との連絡体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	基準第40条の5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 文書はわかりやすいものとなっているか。 ・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。 【重要事項】 ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務体制 ③ 緊急時対応医療機関との連携体制 ④ 苦情処理の体制 ⑤ その他		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6 提供拒否の禁止	正当な理由なく指定療養通所介護の提供を拒んではいいいか。	基準第3条の8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7 サービス提供困難時の対応	当該指定療養通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定療養通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定療養通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 ・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。	基準第3条の9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8 受給資格等の確認	(1) 指定療養通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	基準第3条の10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供するように努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9 要介護認定の申請に係る援助	要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	基準第3条の11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10 心身の状況等の把握	利用者との面接や、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている状況、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	基準第3条の12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11 居宅サービス事業者等との連携	サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅サービス事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めているか。	基準第3条の13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	非該当	
12 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<p>サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定療養通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p> <p>「施行規則第65条の4第一号イ又はロに該当する利用者」とは、</p> <p>①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。 ②その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう。</p>	基準第3条の14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定療養通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定療養通所介護の提供を行っているか。	基準第3条の15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14 居宅サービス計画等の変更の援助	指定療養通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	基準第3条の16	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定療養通所介護を提供した際には、当該指定療養通所介護の提供日及び内容、当該指定療養通所介護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	基準第3条の18	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16 利用料等の受領	<p>(1) 法定代理受領サービスに該当する指定療養通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定療養通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定療養通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>・ 1割又は2割相当の支払いを受けているか</p> <p>(2) 指定療養通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定療養通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定療養通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>[法定代理受領サービスに該当しない指定療養通所介護を提供した場合] ・ 10割相当額の支払いを受けているか。</p>	基準第24条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	非該当	
16	<p>(3) 指定療養通所介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受けることのできる次の費用の額以外の額の支払を受けていないか。</p> <p>① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 指定療養通所介護に通常要する時間を超える指定療養通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定療養通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 ③ 食事の提供に要する費用 ④ の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針 (平成17年厚労省告示第419号) の定めるところによる。 ④ おむつ代 ⑤ ①～④に掲げるもののほか、指定療養通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 なお、⑤の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」による。</p> <p>(⑤その他の日常生活費) ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用</p> <p>(4) 指定療養通所介護事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定療養通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条の5）で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 法第42条の2第9項の規定により交付しなければならない領収証に、指定療養通所介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定療養通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定療養通所介護に要した費用の額とする。）食事の提供に要した費用の額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>・領収証には費用区分を明確にしているか。 ① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ② 食事の提供に要した費用 ③ その他の費用（個別の費用ごとの区分）</p>	法第42条の2 第9項 施行規則第65 条の5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17	保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない指定療養通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定療養通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	基準第3条の20	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	指定療養通所介護の基本取扱方針	(1) 指定療養通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	基準第25条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）	
			適	不適	非該当		
18	(2) 指定療養通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
19	指定療養通所介護の具体的な取扱方針	(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。 (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 (4) 指定療養通所介護は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師、当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図っているか。 (5) 指定療養通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。	基準第40条の8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20	療養通所介護計画の作成	(1) 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しているか。 (2) 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 (3) 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合性を図りつつ、作成しているか。 また、療養通所介護計画の作成後に訪問看護計画が作成された場合についても、当該療養通所介護計画と訪問看護計画の内容の整合性を図り、必要に応じて変更しているか。 (4) 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 また、療養通所介護計画の目標及び内容の実施状況や評価についても説明を行っているか。 (5) 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しているか。 (6) 療養通所介護従事者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。	基準第40条の9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
21	利用者に関する市町村への通知	指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定療養通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	基準第3条の26	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	非該当	
22 緊急時等の対応	(1) 指定療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、緊急時等の対応策について利用者ごとに検討し、あらかじめ定めているか。	基準第40条の10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 ・緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時の対応策の変更を行っているか。 また、緊急時の対応策を変更する場合、(1)及び(2)の手続きを行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
23 管理者の責務	(1) 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	基準第40条の11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行なっているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
24 運営規程	指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定療養通所介護の利用定員 ⑤ 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 非常災害対策 ⑨ その他運営に関する重要な事項 ・①～⑨の内容は適正か。	基準第40条の12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	非該当	
25 緊急時対応医療機関	(1) 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めているか。	基準第40条の13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
26 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し適切な指定療養通所介護を提供できるよう、指定療養通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	基準第30条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 指定療養通所介護事業所ごとに、当該指定療養通所介護事業所の従事者によって指定療養通所介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。（調理、洗濯等） ・業務委託を行っている場合は、その内容は適切か。（調理、洗濯、清掃、その他）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 療養通所介護従業者の資質の向上のためにその研修の機会を確保しているか。 ・研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用定員を超えて指定療養通所介護の提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
27 定員の遵守	利用定員を超えて指定療養通所介護の提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	基準第31条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
28 非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	基準第32条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
29 衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	基準第33条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 当該指定療養通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
30 揭示	指定療養通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しているか。	基準第3条の32	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
31 秘密保持等	(1) 指定療養通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	基準第3条の33	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 当該指定療養通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
32 広告	指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	基準第3条の34	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	非該当	
33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	基準第3条の35	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
34 苦情処理	(1) 提供した指定療養通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためには、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	基準第3条の36	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 提供した指定療養通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善内容を市町村に報告しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 提供した指定療養通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
35 地域との連携	(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、療養通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、運営推進会議という）を設置し、おおむね12月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	基準第34条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
36 事故発生時の対応	(1) 利用者に対する指定療養通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	基準第35条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	非該当	
36	(3) 利用者に対する指定療養通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 (4) 夜間及び深夜において、指定療養通所介護以外のサービス（宿泊サービス）の提供により、事故が発生した場合は、上記（1）から（3）と同様の対応を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
37	(1) 安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他の指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会を設置しているか。 (2) おおむね6月に1回以上安全・サービス提供管理委員会を開催し、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しているか。 (3) (2)の検討を踏まえ、必要に応じて対策を講じているか。	基準第40条の14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
38	会計の区分 指定療養通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定療養通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	基準第3条の39	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
39	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 次に掲げる記録を整備しているか。 ① 療養通所介護計画 ② 令第40条の14第2項に規定する検討の結果についての記録 ③ 令第3条の18第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ④ 令第3条の26の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ⑤ 令第3条の36第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑥ 令第35条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦ 令第34条第2項の規定を準用する報告、評価、要望、助言等の記録 (3) (2)の①～⑦の書類について、以下の期間保存しているか。 その完結の日から5年を経過した日まで	基準第40条の15 条例第227条の15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	